

## 印西市立図書館防犯カメラの設置及び管理運用規程（案）

## (趣旨)

第1条 この規程は、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が印西市立図書館（以下「図書館」という。）において犯罪防止等の目的で設置した防犯カメラの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 犯罪防止、施設の適正管理、事故防止等を目的として、図書館及びその敷地の特定の場所に常設するカメラで、画像表示、通信及び録画のために必要な関連機器並びに専用回線等により構成される装置をいう。

(2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像で、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

## (教育委員会の責務)

第3条 教育委員会は、図書館への防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに際して、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

## (防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ運用責任者の設置)

第4条 教育委員会は、図書館における防犯カメラの適正な設置、管理及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置かなければならぬ。

2 管理責任者は、図書館を所管する課の長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 防犯カメラの設置場所に関すること。

(2) 画像の保存及び取扱いに関すること。

(3) 画像及び記録媒体の目的外利用及び外部提供に関すること。

3 運用責任者は、図書館長又は分館長とし、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 防犯カメラの保守及び維持管理に関すること。

(2) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。

(3) 画像取扱職員（所属職員のうち、画像の取扱いを担当する職員をいう。以下同じ。）の指定及び解除に関すること。

## (防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 図書館ごとに、防犯カメラを設置する場所の見やすい箇所に防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (2) 市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるように調整すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等を防止すること。

(画像等の保管)

第6条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、画像及び記録媒体を検索できる者を限定すること。
- (2) 記録媒体の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、2週間とすること。
- (3) 保存期間を経過した記録媒体は、速やかに画像の消去、記録媒体の破碎等の処理を行うとともに、その処理手順を明確にしておくこと。
- (4) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保管すること。
- (5) 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。
- (6) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (7) 画像及び記録媒体を呼び出して画像表示機器に再生するときは、管理責任者又は取扱者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (8) 記録媒体の画像表示機器及び録画機材を設置場所以外へ持ち出すことを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (9) その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん、逸失等を防止するために必要な措置を講じること。

(画像等の保存期間の特例)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合においては、前条第2号に規定する保存期間を延長することができる。

- (1) 次条第1項ただし書に規定する利用又は提供を行う場合
- (2) その他管理責任者が特に必要と認める場合

(目的外利用及び外部提供)

第8条 画像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に基づく場合は、管理責任者は、画像及び記録媒体を設置目的外の目的（以下「目的外」という。）に利用し、又は第三者に提供することができる。

- 2 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、前項ただし書に規定する利用又は提供に必要と認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。
- 3 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づき画像を検索した場合、その結果を運用責任者に報告しなければならない。
- 4 画像取扱職員は、画像を検索したときは、図書館防犯カメラ画像検索簿（第1号様式）にその内容を記録しておかなければならない。
- 5 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づかずして画像を検索してはならない。

(開示請求)

第9条 管理責任者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。

- 2 管理責任者は、本人からの当該本人が識別される画像の開示に係る求めに応じ、当該画像を開示するときは、その開示に立ち会うとともに、立ち会った旨を記載した文書に本人より署名押印してもらうものとする。
- 3 管理責任者は、前項の文書を当該開示した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間保存しなければならない。

(防犯カメラに係る画像の取扱い)

第10条 教育委員会が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、印西市個人情報保護条例（平成12年6月20日条例第25号）の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

## 第1号様式（第8条）

図書館防犯カメラ画像検索簿			年 月 日		
検索指示者 (管理責任者)	職名	氏名			
		㊞			
取扱職員	職名	氏名			
		㊞			
検索指示年月日	年 月 日				
検索目的	<input type="checkbox"/> 犯罪の捜査 <input type="checkbox"/> その他(理由 )				
検索日時	年 年	月 月	日 日	時 時	分頃から 分頃まで
防犯カメラ設置場所					
防犯カメラ番号					
検索画像	年 年	月 月	日 日	時 時	分頃から 分頃まで
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 在 (内容 ) <input type="checkbox"/> 検索画像 不在 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
特記事項					